

## 教育警務委員会会議録

I 日 時 令和7年3月21日（金）  
午前10時00分開会  
午後12時52分閉会

II 場 所 第4委員会室

### III 出席委員

委員 長	八嶋 浩久
副委員 長	谷村 一成
委 員	瀬川 侑希
〃	亀山 彰
〃	永森 直人
〃	武田 慎一
〃	火爪 弘子
〃	米原 蕃

### IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	水落 仁
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	小杉 健
参事・教育企画課長	

板倉由美子

教育企画課課長（高校跡地活用・学校施設担当）

中家 立雄

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

小林 匠

教育参事・教育みらい室小中学校課長

山尾 佳充

教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室課長（県立高校改革推進担当）

嶋谷 克司

教育みらい室課長（児童生徒支援担当）

富川 展行

生涯学習・文化財室長・課長（文化財担当）

辻 ゆかり

生涯学習・文化財室次長・課長（振興担当）

前川 秋人

生涯学習・文化財室課長（家庭成人教育担当）・課長（青少年教育担当）

河原 千里

教職員課長 安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

公安委員 川端 雅彦

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 石田 康久

地域部長 専徒 勝司

刑事部長 橋森 俊広

交通部長 高島 秀之

警備部長 青野 秀夫  
警務部参事官・首席監察官  
井上 数也  
警務部首席参事官・警務課長  
渡部 高史  
警務部参事・会計課長  
中林 隆至

## V 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 教育警務行政当面の諸問題について

## VI 議事の経過概要

### 1 2月定例会付託案件の審査

#### (1) 説明事項

八嶋委員長 本定例会において、本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、議案付託表のとおりであります。

追加提案された案件について、当局から説明をお願いします。

廣島教育長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

高木警察本部長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

#### (2) 質疑・応答

八嶋委員長 これより付託案件について質疑に入ります。質疑はありませんか。—— ないようですので、質疑なしと

認めます。

### (3) 討論

**八嶋委員長** これより討論に入ります。討論はありませんか。

**火爪委員** ただいま付託された議案のうち、私は、議案第1号令和7年度富山県一般会計予算案のうち、本委員会の所管分及び議案第57号市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件、この2案に反対をいたしますので、一言理由を申し述べておきたいと思えます。

付託された新年度予算案の中では、皆さんと一緒に我が党も要望してきたこと、特に県立学校におけるエアコンの設置、基本設計の予算をはじめとして、計画を始めるという予算が計上されたこと。それから県立学校における普通科の少人数学級導入に関わって、県費単独負担教員の配置など予算化されたことについては、歓迎をしております。

しかし、反対をする理由を2点上げておきたいと思えます。

まず、高校生のタブレット端末の保護者負担については、やはり賛成できないということを表示しておきたいと思えます。

全国的に保護者負担を導入をしている県が半数ほどということが理由に上げられているようでもありますけれども、県が保護者負担を導入をした時期と、今の物価高、そして高校授業料の無償化や教育費負担の無償化の大きな流れがここ近年広がっているわけで、今回の負担導入はこの流れに逆行するものと言わなくてはならないと思えます。

「こどもまんなか」を標榜する新田県政におきまして、どうしてこの時期にこういう多額の負担増を導入するのか、保護者、関係者の中から不安や怒りの声が上がっているのは当然だと思えます。3人の子どもが順次高校へ入学する場合に、20万円近くの負担になるという事例も紹介をされ

ていたところかと思えます。

百歩譲って負担を導入をするにしても、せめて香川県のように、一律半額補助にどうしてもできなかったのかということに改めて聞きたいと思っています。

私は、所得の格差は、基本的には税金をはじめとした保護者世帯への負担増、税金をその分多く納めてもらえばいいと思っているわけでありまして、学校の中に、生徒たちの間に無償貸与の生徒と、半額補助の生徒と、自前で購入する生徒、子どもたちにその格差を意識させると、見せつける対応は取りたくないものだと思っています。

改めて、採択に当たっても保護者負担導入に反対をしたいと思えます。

もう一つの理由は、生徒減を理由に教職員を減らす予算になっているということでもあります。定数条例によれば、義務教育学校でマイナス33人、県立学校ではマイナス2人になっています。

先ほど述べましたように、高校ではこの間の議論を受けて教員は7人増になっていることは評価できていると思いますが、その他職員が9人減ということになっております。実際、予算の金額でどうなるかというのは精査が必要だと思いますが、そういう予算になっているんだと思います。

この間、この場所でも繰り返し議論をしてまいりました、教職員の多忙化は止まりません。県教育委員会の資料でも2023年は1学期でいえば、平均残業時間は小学校で40時間超、中学校では60時間にも及びます。過労死ラインと言われる月80時間以上時間外勤務している先生も、中学校では20%を超え、この間ここでも質問がありました精神疾患による長期休暇と休職は、県内でも合わせて100人近く、2023年、86人でしょうか、報告もありました。教員志望者減少の最大の原因も、学校現場のブラック化、ここにある

ことは明らかだと思っています。

このままでは学校がもたない、そういう悲鳴が聞こえているわけで、この時期に教員減というのはいかかなものかと思っています。もちろん最大の原因は県教育委員会に責任があるわけではなくて、国が新年度、全国で合わせて9,000人もの教員定数を削減をしたからにほかならないと思います。改めて抗議の声を上げておきたいと思います。

しかし、新年度は退職教員も退職金も削減できたわけで、やはり県単独の加配数を増やしてその分を補う人件費というのは捻出できたはずだと思っています。この間、高校再編の議論の中でも申し上げてまいりました。教育内容の充実を言うのならば、まず、先生を増やして、学校と先生にゆとりを取り戻すべきだと考えているものであります。予算案に反対の理由の2番目は、この点であります。

加えて、議案第57号ですけれども、これは今述べましたように、義務教育学校の教職員を33人減らす条例改正案ですので、併せて反対をしたいと思います。

**八嶋委員長** ほかにありませんか。——ないようですので、これで討論を終わります。

#### (4) 採決

**八嶋委員長** これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました諸案件のうち、まず、議案第1号令和7年度富山県一般会計予算のうち、本委員会所管分及び議案第57号市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**八嶋委員長** 挙手多数です。

よって、議案第1号外1件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和7年度富山県物品調達等管理特別会計予算のうち、本委員会所管分外2件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**八嶋委員長** 挙手全員であります。

よって、議案第2号外2件及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

### (1) 請願に係る説明事項

**八嶋委員長** 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は1件付託されておりますので当局から説明願います。

**丸田県立高校改革推進課長** 請願第1号－1県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願について御説明いたします。

項目の1番は、今後の県立高校の在り方の検討に当たり、教育の内容が主、数は従という原則に立ち、もっと現場の声を聞いて、慎重に進めることを求めるものでございます。

今後の県立高校の在り方に関する議論につきましては、中高生や教員など学校現場を含めた幅広い方々から意見聴取する場を数多く設定いたしまして、令和20年度までに実現を目指す県立高校の教育内容、学科構成に関する御意見も数多くいただいております。

様々な御意見も踏まえ取りまとめました基本方針素案では、新時代に適応し、未来を拓く人材の育成を目指し、その実現に必要な教育内容を様々な規模の学校で組合せ、県内にバランスよく配置することを柱としております。

項目の2番でございますが、令和20年度の学校数、大・

中・小規模の生徒数について再検討すること。また、項目の3番は、特に大規模校について生徒数の見直しを求めるものでございます。

基本方針素案に示しました大規模校400から480人、中規模校200から240人、小規模校120人以下といった募集定員につきましては、イメージして議論しやすいよう、目安としてお示しをさせていただいているものでございます。

項目の4番のうち、教育委員会所管分といたしましては、通学費に対する県の助成を検討することを求めるものでございます。

具体的な議論を進める際には、通学の交通手段や所要時間なども考慮し、様々な学科、規模の学校のバランスのよい配置に配慮する必要があるものと考えております。

また、生徒の通学に対する支援につきましては、将来実際に新たな形で県立高校が配置され、生徒が入学されまして、その通学の状況などを把握できた段階でその実態も踏まえ、生徒や保護者の御意見もお聞きした上で、必要に応じ検討する事項になるものと考えております。

項目の5番でございますが、14年後からの逆算だけでなく、今の中学生、小学生が学ぶ学校をどうするのか、目の前の子どもたちに責任を持つ教育行政を求めるものでございます。

基本方針素案を取りまとめるに当たりましては、幅広い声をお聞きしてまいりましたが、令和20年度までに目指す姿を示し、そこから逆算的に配置の姿を描いた上で、段階的に再編を進めていくという進め方について、肯定的な御意見が多かったかと認識しております。

また、現在、学ぶ子どもたちのため、直ちに学科コースの見直しを行う必要がある場合は、「こどもまんなか」の視点から第1期校の開設を待たず、速やかに学科改編など



を行うこととしております。

## (2) 質疑・応答

**八嶋委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについての質疑ありませんか。

**永森委員** 今ほどは、請願に対しましての説明ということでありがとうございました。

2点、確認を含めて質問しておきたいと思っております。

今ほど特に請願の項目2番目、3番目につきまして、学校の配置の姿であったり、また、大規模校における人数のことでお話がありました。

まず、丸田課長のほうからは、この数字というのは、あくまで議論をイメージしやすくするための目安であるということでお話がありました。つまり、これはあくまでそうした全体の方向性を示すものであり、仮に基本方針が決まったとしても、その配置の姿そのものが、今後の具体的な再編の計画を縛るものではないというふうな受け止めをいたしましたけれども、そこをまず確認しておきたいと思えます。

**丸田県立高校改革推進課長** 先ほど御説明しましたように、学校規模につきましては、イメージしやすいよう目安としてお示しをさせていただいております。

基本方針がまとまった後、新年度には基本方針をベースとしつつ、新たな検討会議においてこれまでの様々な御意見も踏まえながら、また、新しい御意見もお聞きしながら、丁寧に議論されることが大切であると考えております。

配置の姿につきましては、繰り返しますが、目安としてお示しをしておりますので、そうしたものに100%縛られるということではないものと考えております。

**永森委員** それこそ前回の再編議論を振り返ると、基本方針ということで一つ決まってくると、それが全て既成事実化

された前提として議論が進んでいったということ私には、苦い思い出として記憶をいたしておりますので、確認をさせていただいた次第であります。

そして、もう一点だけ、すみません、さきの総括質問で我が会派川島議員が今後の進め方を質問したところ、知事からは今定例会で特に大規模校なども含めまして、幅広い議論が出てきたということも踏まえながら、この議会終了後に開催される総合教育会議におきまして、見直しを含む議論がされていくということを示唆されたというふうに受け止めております。

今後の進め方について改めて伺っておきたいと思っております。

**丸田県立高校改革推進課長** 本会議で知事が川島議員に答弁されましたとおり、今月末予定の総合教育会議におきまして、学校規模の在り方、大規模校含む学校数の考え方、入試制度の見直しなどについて改めて議論いただきまして、その結果を基本方針に反映する形で決定できますよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**永森委員** ありがとうございます。以上2点、確認をさせていただきました。

**火爪委員** 私からも2点、今丸田課長から答弁がありましたので、重なってもなんですので、私は教育長に伺っておきたいと思っております。

まず、ワークショップや意見交換会の中で、また、今議会でも400人から480人の大規模校、それから14年後の20校という全日制の県立高校数の数を示すこと、入試制度について、反対の意見、検討を求める意見が多かったと。今議会でも、反対の意見が出されたという認識を知事は確認をされたと思っております。

前回のこの場所でも質問がありました。こういうことについては、不安、反対、異論の意見が多かったということ

を改めてこの場所で確認できるかどうかということ、そして今、永森委員からもお話がありました。あくまでも目安ということでありませけれども、どういう表現で素案に示されるのかというのが大変疑問のあるところでは。

議会の中でも、300人でもいわゆる拠点校という表現をしているわけですが、将来の姿でもそういうことはできるのではないかと。だから、400人とか480人という人数を目安であっても、私は示さないほうが良いと思うんですね。

それから、20校という数も、特に将来、例えば4,000人強の高校生たちがいるとすれば、その3分の1の高校生を仮に富山市や高岡市に集めて、そして通学をさせるということについて、請願は異論を述べているわけでありませけれども、目安をどういう形で示すのか、やはり400人から480人、それから20校という数字については、示さないほうが適切だと思います。

教育長に伺っておきたいと思います。

**廣島教育長** 先日の川島議員への答弁ということで、先ほど永森委員への丸田課長の答弁もあったかと思いますが、大規模校の在り方、そして大規模校を含む学校数の考え方、そして入試制度、こちらについては、改めて議論が必要なものということで、総合教育会議で議論がなされるものというふうに認識しております。

その中で、後段の部分の数の話でございますが、ある程度目安がないと議論ができないということも一方で言えるかと思ひます。その表し方については、また改めて総合教育会議の委員の皆さんの意見も伺いながら決めていきたいと。一定程度の数というのは、必要なのではないかなと私もとしては考えているところでございます。

**火爪委員** 私は、2つのことを伺いました。

まず、教育長の認識としても、本議会、それから意見交

換会やワークショップなどで反対の意見が多く出されたということについて、教育長としても認識をしているかというのをまず伺いました。

そしてもう一点は、300人でいいんじゃないかと、いわゆる拠点校、今工業高校は300人、8クラスかと思うんですが、現在の大規模校300人から400人、480人というのは、相当程度乖離があると。だから、目安であっても独り歩きしないように、400人とか480人とか、20校とか、これだけ乖離がある数を示さないほうがいいのではないかと申し上げました。

示さないわけにはいかないと言われます。示すのでもいいんですけれども、それが400人や480人や20校というのは、現実や必要性から乖離があるのではないかと思います。改めて伺います。

**広島教育長** まず、大規模校400人、480人という数字については、ワークショップや意見交換会、そして本議会でもいろいろ御意見があったということ。一方で、それぞれにおいて大規模校の必要性についても意見交換会なり、ワークショップではそれなりの意見もいただいた。双方あったと、こういうふうに認識しております。

その中でどういう表現がいいのか、今、一番大きい学校がどの程度であって、15年後には30%の人数が減る。それを比例的に減らすわけにもいかないであろうと。そうになると、ほとんど小規模校になってしまう。そういうわけにはいかない。それで34校あるうち3割ということになると、一定程度やはり数の数字も必要であろうというふうに考える。

そういうことで、大規模校についても、数についてもそれなりに議論があって、それを踏まえてどの程度の目安が必要かということが――。やはり私どもとしては目安が必

要なのではないかなと考えているということでございます。

**火爪委員** なかなか答えないですね。反対の意見が多かったというのは、いろいろ意見があったと言われているので事実上――。知事を超える答弁は当然できないわけで、反対意見が多かったということを知事も本会議で言われたわけで、教育長も認識は同じだというふうに理解をしたいと思えます。

目安を示す必要があるけれども、それを400人から480人とか、20校とかする必要はないわけですよ。改めてそのことを申し上げておきたいと思えます。

全部小規模校になってしまうなどという教育長のお話がありました、そんなことはないわけで、私たちは34校、1校たりとも減らすなどとは言っていないわけですよ。一定程度の再編は必要だと私たちは考えているわけで、しかし、大規模校を400人から480人と明示をすることで、私たちがイメージしていたものよりも高校は20校とずっと減ることになるので、そこに不安が広がっているわけです。目安を示すことは賛成です。しかし、その目安は400人から480人とか、20校とかというふうにかなり飛躍した数字として私たちは受け止めています。こういった数字を示すことについては、改めて反対をしておきたいと思えます。

そこで、2問目も永森委員と同じなんですけれども、本会議での私の質問に、知事は「今後構想をリバイスしたものにして提示をしたい」と、「今の構想で押し切るということは考えていない」と答弁をされました。

これは今の構想、400人から480人、それから20校ということ、3月の素案の作成のときに押し切るということは考えていないという意味なのではないでしょうか。確認をしておきたいと思えます。

**広島教育長** あのときの新田知事の発言は、今ほど委員がお

っしやったとおり、素案でお示しした形のままではないというような表現をされたと認識をしております。

**火爪委員** ありがとうございます。結構です。

構想をつくった後、押し切るつもりはないという永森委員への答弁なのか、構想をつくる段階で、素案で押し切るつもりはないという意味なのか、２段階あると思うんですね、押し切るという点では。

今の答弁では、３月の構想をつくる段階として、今の素案で押し切るつもりはないということだという答弁だったと思います。ぜひ今回の県議会の議論も大事にしてくださいまして、押し切ることをないように、目安がこういう、私たちが想定していた以上の４８０人とか、２０校とかということに拘束されかねない姿で示すことをないように、改めて要望をしておきたいと思います。

**八嶋委員長** ほかにございませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

### (3) 討論

**八嶋委員長** これより討論に入ります。討論はありませんか。

**永森委員** それでは、今ほどいろいろと質疑もさせていただきました。会派といたしましては、この請願につきまして、一部採択にすべきという立場でその理由を申し述べたいと思っております。

まず、我が会派、基本的な立場といたしまして、今ほど教育長からもありましたが中学卒業生数が大きく減少していきます。この後もどんどん加速度を増してそれは進んでいくということでもあります。

ということは、やはりこれまで高校再編繰り返してきましてたけれども、これまでと同じような形で再編をしていては、とてもスピード感として間に合わないということでもあります。慎重に議論をしながらも、一定のスピード感がま

ず必要だということであります。

同時に、生徒数の減少に伴って場当たり、数合わせ的にこれまで再編が行われてきたという反省に立って、未来のあるべき姿をまずしっかり示して、そこに対して逆算的に進めていく、それがつまり「新時代とやまハイスクール構想」の肝なんだと思っております。

今ほど20校云々という話もありました。我が会派としても、提言におきましては、24校程度という学校数も実は示しているところでありますけれども、この数云々ということとを20が適切か、24が適切かというところは、それほど大きな問題ではなくて、ただし、やはりそうした数の目安もある程度示しながら進めていくということは、我が会派とこの方向性には、大きな違いはないのではないかという認識でいます。

請願の項目一つ一つはもっともなことがまず多いと認識しておりますけれども、他方で、請願全体の趣旨を見た場合に、この趣旨といたしまして、構想全体の撤回まで含めた見直しを示唆しているとも受け止められかねないものでありまして、やはり全体として同意しかねる部分があるということとをまず申し上げておきたいと思っております。

その上で、この2番と3番のことにつきましては、構想の根幹に関わる部分ということとを認識をしております。まだ議論がいろいろと揺れ動いているさなかに、この一部の目安としての数字を切り出して、是とか非とかということとを会派として表明することは、混乱を招きかねないと感じておりまして、適切ではないというふうに考えています。

繰り返しでありますけれども、あくまで目安であり、今後の見直しを検討する旨も答弁されていることから、この2番と3番については、否決をさせていただきたいと思っております。

その上で、1番、4番、5番につきましては、これからの教育の質の充実であったり、また、一部は我が会派の要望事項とも重なっている部分もありますので、賛成をさせていただきたいと思っております。

**八嶋委員長** ほかにございませんか。——ないようですので、これで討論を終わります。

#### (4) 採決

**八嶋委員長** これより採決に入ります。

請願第1号－1 県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願のうち、項目2及び項目3を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**八嶋委員長** 挙手少数です。

よって、請願第1号－1のうち、項目2及び3については、不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第1号－1のうち、項目1、4－1及び5を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**八嶋委員長** 挙手全員です。

よって、請願第1号－1のうち、項目1、4－1及び5については、採択すべきものと決しました。

したがって、請願第1号－1については、一部採択すべきものと決しました。

#### (5) 陳情に係る説明事項

**八嶋委員長** 次に、陳情が2件付託されておりますので、当局から順次説明をお願いいたします。

**高島交通部長** 私のほうから、陳情第10号警察の対応改善を求める陳情について御説明をいたします。

警察では、人身事故を認知した場合、現場での実況見分



など必要な捜査を行い、当事者や関係者から必要な事項について聴取します。また、事故当事者や関係者には、その都度必要な説明を行っています。

県警察としましては、引き続き交通事故を認知した場合には、適切な措置を講じるとともに、事故当事者や関係者には適切な説明を行ってまいります。

**中家教育企画課課長** 私のほうからは、陳情第15号－2 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情のうち、項目2－2 空気清浄機の設置及び維持管理を徹底することについて御説明いたします。

県立学校における空気清浄機設置等に係る新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも迅速かつ柔軟な対応ができるよう、学校裁量の予算措置により各学校がその実情を踏まえ、必要に応じて設置し、適切な維持管理に努めてきたところであります。

引き続き各学校が必要な対策を実施できるよう、学校裁量予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**松嶋保健体育課課長** 私からは、陳情第15号－2 学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情のうち、項目1－2 学校園内での小児・児童・生徒のマスク着用を推奨、教職員のマスク着用を義務化すること、定期的な換気の実施及び服装規定を見直すことについて御説明いたします。

マスクの着用については、令和5年2月に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の考え方の見直しについて」が発出されております。

この中で、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること。引き続き、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して適切に配慮すること。学校や地域での感染症状況に応じて、学校教員がマスクの

着用を児童・生徒に促すことも考えられるが、児童・生徒や保護者の主体的な判断が尊重されることなどが示されております。

この通知を受け、令和5年3月末に、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しなどについて」が文部科学省から発出されておりました。市町村教育委員会をはじめとする教育機関に対し、国の通知に沿って適切な対応を行うよう周知しております。

換気でございますが、5類感染症へ移行した後においても重要とされております。令和4年度に、「新型コロナウイルス感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」が文部科学省より発出されておりました。市町村教育委員会をはじめとする関係機関に対し、適切な対応を行うよう周知しております。

**八嶋委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はございませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

### **3 閉会中継続審査事件の申し出について**

**八嶋委員長** 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**八嶋委員長** 異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定いたしました。

### **4 教育警務行政当面の諸問題について**

#### **(1) 報告事項**

資料配布のみ

警察本部

- ・春の全国交通安全運動の実施

(2) 質疑・応答

瀬川委員

- ・高校生の海外留学について

亀山委員

- ・教育現場の負担軽減について
- ・県立高校全日制課程の募集定員について

永森委員

- ・県立高校再編について

武田委員

- ・富山県警をかたる不審電話への対応について
- ・教員採用の取組について
- ・県立高校入学者選抜について
- ・県立高校の再編について

火爪委員

- ・中学校への35人学級の導入について
- ・立山高原ホテルについて

米原委員

- ・県東部エリア新警察署の建設適地の選定理由について
- ・退職を迎えての心境と後進へのアドバイスについて

八嶋委員長　それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

瀬川委員　コロナというのは、大分昔のようにも感じますが、これで海外との交流が極端にゼロに限りなく近づくくらい落ち込みました。外国からの旅行者もほとんどゼロだったんですけれども、今はコロナ禍前よりも多くの方が日本を訪れるようになって、ニューヨークタイムズの効果もあつ

てか、富山県にいても明らかに増えたなど肌でも感じるところであります。

同じように、富山県から海外に一定数の方が留学していましたが、これもほぼゼロに落ち込みました。しかし、海外に留学として行って、今のこの土地じゃない場所を知って、この経験を富山県にどう持ち帰って、どう富山県の未来につなげられるのかと、こういうふうに考える方も多いことから、この機会はずいぶん増やしてあげたいなと思っております。

全国的には、コロナ禍前までずっと留学する高校生は増えていまして、2017年度は過去最高の4.7万人が海外に留学されました。全国で4.7万人なんですけれども、どこに生まれたかではなくて、富山県に生まれても同等のチャンスを与えてあげたいなと思って、高校生の海外留学について質問します。

コロナ禍前と比べて県内高校生の海外留学、そして修学旅行ではなくて学習活動を目的とした短期の海外研修というものもありますけれども、この数はどのような変化があるのか、土肥県立高校課長にお聞きします。

**土肥県立高校課長** 瀬川委員の御質問にお答えします。

県教育委員会の調査によりますと、留学や海外研修に参加した県立高等学校の生徒数は、コロナ禍前の平成30年度は388名、コロナ禍明けの令和5年度は204名、今年度は350名程度の予定でありまして、コロナ禍で落ち込んだ海外研修の派遣生徒数は回復傾向にあり、コロナ禍以前の水準に戻りつつあります。

各高校では、コロナ禍におきましては、直接海外の学校を訪問することはできませんでしたが、オンラインでの交流などによりまして、継続して交流を深めてまいりました。令和5年度からは、海外への留学や就学・研修旅行での訪

問を再開してきておりまして、参加する生徒たちにとって主体的に考えたり、新たな進路の発見につながったりする意義深い経験になっていると思います。

県教育委員会といたしましても、県立高校の海外大学等での研修を支援します「とやま型スーパーグローバルハイスクール事業」や私立高校等からも応募できます「富山県高等学校生徒海外派遣事業」、そして「とやまの高校生留学促進事業」におきまして、各高校の海外研修を支援しているところでございます。

今後とも海外での留学や研修をさらに支援し、高校生の海外研修の機会確保に努め、多様な価値観を身につけたグローバル人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

**瀬川委員** 今数字をいただいたんですけれども、全国の規模と照らし合わせると、コロナ禍後は全国の数字まだ出ていないんですが、コロナ禍前は大体全国の100分の1ぐらいの方が海外に行っている。人口も100分の1ぐらいなので、同じぐらいの割合なのかなと思っているんですけれども、もう一問ちょっとお聞きしたいんですが、今の数字は、海外留学というものともう一つ、海外研修、これは海外研修というのは大体数週間が多いんだと思いますが、修学旅行に近いものも含んだ数字になっています。

これを合わせると、全国と大体同じぐらいの規模なんですけれども、3か月以上の留学というものがあるんです。研修を合わせたら全国で大体5万人ぐらい行っているんですけれども、3か月以上の留学というのは、全国で大体3,000人か4,000人ぐらい毎年行っているんです。研修を入れたら全国と規模、割合、あまり変わらないんですが、留学だけ見れば全国4,000人、3,000人ぐらいなんですけれども、県内2人とかなんです。

100分の1の規模で当てはめると、30人、40人行っていてもおかしくないと思うんですが、富山県内の3か月以上の高校生留学というのは、全国に比べて極端に低い現状があります。

新田知事も1期目の八十八策とか、2期目の100項目とかでも、海外留学を増やしていくぞと言っているんですが、この3か月以上の留学というのは変わっていない傾向にありますので、全体研修にいろいろ力を入れていただくというのは、今言ってもらったんですけれども、ぜひこの長期の留学というの、切り分けて考えて増やしていただきたいなと思っておりますが、ここに関して答弁をお願いしたいと思います。

**土肥県立高校課長** 今委員からありましたとおり、県内でも平成29年度の留学者数は2名、令和5年度におきましても2名ということで、全国に比べるとやや少ない数字となっております。これは基本的に高校生、生徒自身が考えて留学したいという希望を受けて行うものなんですけれども、こちらとしても、若いうちに海外に行っているいろいろな現地の様子を肌で感じるということというのは、非常に大切なものと考えています。

こちらは国の仕組みなどもあると承知しておりますので、そういったものもPRしながら、生徒たちに機会の提供をできればと考えております。

**瀬川委員** 質問の趣旨は、生まれた場所とか育った場所でチャンスに差があるような状況をなくしたいという思いですので、3か月以上留学したいという思いを持った方には、ぜひ寄り添った支援をしていただけますように、よろしくお願いしたいと思います。

**亀山委員** まず、1問目です。先日の新聞で、滑川市、上市町、舟橋村3市町村で、今後共同で教職員人材バンクを設

置し、担任が不在となる場合に教員OB、OGの教育支援員——スクール・サポーターでしょう、児童・生徒の自習を支援するなどの教員の負担軽減や学習環境の維持に努めると出ていました。

そこでですけれども、学校において担任が不在となる場合、他の教員が代役を務めるのではなく、登録された教員OB、OGなどを派遣し、速やかに学校をサポートできる、先ほどの場合は自習を支援するものだったんですけれども、授業ができる体制が必要と考えるが、県における代替教員の確保体制について安川教職員課長にお伺いいたします。

**安川教職員課長** 今御紹介のありました上市町では、令和6年6月から、1日から3日程度の短期間の休暇や出張のため、授業を行う教員が不在となる場合に、あらかじめ登録された教員OB、OGの外部人材が学校の要請に応じて教室に入り、児童・生徒の自習の支援をしております。

これにより、別の教員が代わりに入ることが減り、その教員が空き時間に本来行う業務を進めることができますことから、新年度からは近隣の滑川市、舟橋村と共同で実施するとお聞きしております。

こうした仕組みにつきましては、県教育委員会及び他の市町村教育委員会にはなく、短期間の休暇や出張に対しては、校内で授業の空き時間となっている教員が代わりに授業を行ったり、自習の指導を行ったりして対応しております。

一方、中長期の病気休暇や産前産後休暇及び育児休業に対し、県教育委員会では代替教員を確保するための人材登録制度を整え、配置校において確実に授業ができるようにしております。

学校現場の負担軽減を図ることは大切でありまして、県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会の取組

について照会するとともに、教員が休暇等を取得したときの学校での対応について、市町村教育委員会の御意見を聞いてまいりたいと考えております。

**亀山委員** 今の説明だと、短期間は他の教員が自習体制と一応授業を受け持つと、短期間ということですよ。

**安川教職員課長** 短期間のものについては、他の教員が授業を行ったり、自習の指導をしております。

**亀山委員** そうすると、長期になった場合は、やはり要するに県の指導というか、授業を受けられるような、教員を派遣するということですよ。

**安川教職員課長** おっしゃるとおり、長期の産前産後休暇、育児休業、それから長期の病気休暇・休職等については、県教育委員会で登録制度を設けておりまして、代替教員を学校に派遣するというようにしております。

**亀山委員** 次の質問に入らせていただきます。

今も結構議論された話題ですけれども、令和7年度の県立高校の全日制課程においてです。推薦入学を除く5,097名、数字がはっきり出ていますけれども、欠員が生じたところに二次募集という表現が正しいんですけれども、553名という大量の二次募集が実施されたと。

今日合格発表ということになるかと思えますけれども、一般質問でもちょっと言わせていただきましたけれども、定員が欠けた二次募集にかかる人数を見ますと、例えばですけれども、多いところは二次募集でもしもこの9人が全員合格したとしても、66人も定員割れするという、こういうすごい定員割れを起こしている。昨年も60人定員割れを起こしたと、そういう高校の定員を全く減らさないです。

前回の委員会だったのでしょうか、予特だったか、どちらで質問したか覚えていませんけれども、近隣の市町村の受



検者、中学3年生ですね、受検者数が減っていないから減らさないという、そういう答弁をいただきました。

実際に今回そういうことが起きたんですけれども、私、一般入試終わったお母さんとちょっとお話ししました。自信があったからどこを受けたとか教えてくれたんですけれども、東高校を受けた受検生のお母さんに「定員に達していなかった魚津、滑川等近くにありますよ」という表現でお聞きしたんですけれども、「万が一やったら魚津受けさせますよ」という表現でお答えされたというか。どうしてもやはり偏差値で選ばれるというか、そういうことだと思います。

滑川が近くていいのではないかと言ったんですけれども、それだったら私立行かせますと。第一高校行かせますとはっきり言われました。

そういう感覚で、いまだにやはり受検生というか、家族の方もやはりランク付けというか、それぞれ思っておられます。ましてや、今言われたような感じで、正直言って30人、40人欠員が出ると、二次募集でも埋まらないと、これはやはり教育委員会として見誤っているのではないかと私は思います。

正直言って10名程度とか、その程度だったら、年々やはり受検生によって上下するのは分かりますけれども、30人、40人というのは、ちょっと異常な世界です。要するに、どこのクラスを削るとか、どこの学校を削るとかというのを教育委員会が見誤っているとしか思えません。

そのことに関して前回答弁いただきました丸田課長にお伺いいたします。

**丸田 県立高校改革推進課長** 近年、全日制県立高校の一般入試の志願倍率が低下傾向にございまして、今回初めて1倍を割り込む結果となり、令和7年度の全日制課程第二次選

抜募集は、今ほど御紹介ありました553名となったところでございます。

令和7年度の県立高校の募集定員につきましては、1学級の定員は40人を標準とすることとさせていただきますとか、公私比率を遵守すること、普通科と職業科の割合、地域別の中学校卒業予定者数、入学志願者の推移や現状、過去からの学級増減の経緯、こうしたものを昨年7月の時点で様々な観点から慎重に審議を重ね、総合的に判断をしたものでございます。

教育委員会としては、その時点としてできる限りの努力をして設定をさせていただいたものということとさせていただきます。

近年の志願者数の低下といった背景には、私立高校の授業料の実質無償化などによる私立高校の専願者でございますとか、行ける学校ではなく行きたい学校を選択する生徒、また、部活動や広域通信制を理由とした県外の私立高校への進学者、こういったものがそれぞれ増加しているということが背景にあると考えております。

今後、県立高校のさらなる魅力化、そして発信力の強化が必要だと考えておりました、引き続き学校現場の教員の皆さんとともに、生徒から選ばれる学校づくりに努めていく必要があると考えております。

**亀山委員** 今答弁いただきましたけれども、行ける学校でなく行きたい学校、それは違いますよ。変な言い方ですけども、行きたい学校であり、行ける学校ですよ。両方とも通用しなきゃ、はっきり言って受検はしませんよ。初めからレベルが全然違う、極端なことを言えば、なら中部高校、皆さん全員受けますかと言ったら、やはりそれは違うと思います。大学行きたいから、進学校に行きたい。それはやはり個人のレベルというのはあると思います。

それと先ほど言いましたけれども、前回丸田課長から答弁いただきました。近隣の市町村の受検生が増えているから、減らさなかったという表現を使われました。それは覚えておられますか。なら、そこからです。

現実、県内どこの高校でも受けられるということは、やはり自分のレベルに合ったところに行きたいという希望もあるということです。

その結果、失礼ですけれども、先ほど名前出しましたんでこのままずっと名前続けます。滑川が定員割れしたと、今年は、滑川の受検生は本当は増えていたはずですね。そういう流れでも定員割れを起こすと。

私は前のときはどういう言い方したかということ、怒られますけれども、なら滑川の生徒が増えたからと言って、60人も定員割れしたところに同じレベルの滑川の生徒が行くかといったら、はっきり言って絶対そうじゃないですよ。前年を見てみますと、1年生9人も留年しているのですよ。90人しか合格していないはずが、1年生99人いるのですよ。150人の定員のところですが、この4年間というのは、正直言って悪い言い方したら物すごい荒れていますよ、はっきり言って。

これは正直言って定員を減らさなかったから、猫もしゃくしもという言い方したら怒られますけれども、やはりちよつとずれたような道を外したような人たちが入学してくるから、高校が荒れてしまったというか、そうなってしまいました。これは、校長先生のせいでも何でもないですよ。はっきり言って、教育委員会の判断ミスですよ。

正直言って、OBの方々、教育委員会出身のOBの方の頭の固い人はもう卒業していただいて、いろいろな方が適正配置だとかいろいろなところで配置されていますけれども、一遍一新して、今現在ここにおられる方で、この後そ

ういうところに配置される方は新たな気持ちでやっていただけたらと思いますので。今後の進め方もありますので、教育委員会改革という表現を使ったら悪いですけども、高校再編より先に教育委員会を再編しなきゃいけないんじゃないかと思います。

これは皆さんの心の中でとどめていただいて、答弁は要りません。言われても、ありきたりの言葉の答弁しか返ってこないと思いますので、それでも教育長答えますか。

**廣島教育長** 厳しい御意見をいただいたと認識して、今後の業務に生かしていきたいと考えます。

**亀山委員** ありがとうございます。それだけ聞いて終わります。

**永森委員** 先ほどの請願の話にも少し絡むような話で、大規模校のことを含めて県立高校再編ということでお聞きをしたいと思っております。

まず、大規模校について先ほどからお話にありますとおり、あまり肯定的な声というのがそれほど多くなかったというのが実情ではないかと思っています。我々自民党会派からも、同様の話が出ていたと認識をしております。

一方で、我が自民党議員会のほうでも大規模校を含む学校ということも提言を実はしております。

ただし、その目的というのをはっきりしてしまして、総合選択型の普通科校というのをつくる必要があるのではないかという、その目的がまず最初に来ているということがあります。そして、その目的の背景としては、今ほど亀山委員の質疑の中にもありました富山県の県立高校、特に普通科教育というのは、偏差値輪切りの教育になっているということですね。

後ほど御三家の話もしますけれども、御三家を頂点としたピラミッドのような高校教育になっているということな

んです。その高校教育のそうしたピラミッドの枠外に、偏差値に捉われずに難関大学を目指す子供から、スポーツや芸術をしっかりとやりたい子供、いろいろな子供がいますので、そういうことに捉われずに新しいタイプの学校を一つつくるべきではないだろうかということを背景として根っこに持ちながら、総合選択型普通科校ということをお願いしました。

ですので、その中身において、300人とか400人という人数が先ほどから議論になっておりますけれども、その人数というよりはむしろ教育の中身、大規模校がどういうことで必要なかということ、ここを我々は重視しているということでもあります。

そんな中で、いろいろな議論を聞いていると、我々の考えている大規模校というものと、現在、教育委員会のほうで考えている大規模校というものは、性質の面でかなり異なってきているのではないかということを実は私は危惧をしているということでもあります。

いずれにしても、大規模校に否定的な声が出ている背景としては、大規模校の設置の目的とか理念ということがはっきりしていない、もしくはそれが県民にしっかり届いていないということが一番の理由ではないかと私は考えています。

そこで、まず大規模校の設置理由として拠点校としての整備があります。拠点校という名称がここに出てくるわけです。私個人的には、この拠点校という言葉というのは、これまでずっと県立高校教育を進めてくる中で、既に概念としてあったものだと思っておりましたけれども、現状拠点校と呼ばれる学校というのはないんだということをお聞きいたしました。

そこで、拠点校というものが将来的に必要なだとされてい

るわけでありますけれども、どのような役割を担っていく学校であるのかということと、また、現状はそういう学校がないのに、未来においてはなぜそういう拠点校ということが必要になると考えているのか、ここをまず丸田課長にお尋ねしておきたいと思えます。

**丸田県立高校改革推進課長** 「新時代とやまハイスクール構想」の基本方針素案におきましては、基本目標を「「新時代」に適応し、未来を拓く人材の育成」といたしまして、その実現に必要と考える8つの教育内容を大・中・小規模の学校で組合せまして、これを県内にバランスよく配置することで、生徒に多様な選択肢を提供するという内容としております。

このうち、大規模校につきましては、複数の学科設置や多くの科目からの選択履修など生徒が多様で幅広い学びができること、また、充実した教員配置により、教員の資質向上と生徒の深い学びにつながることで、さらに様々な部活動や学校行事が可能で、学校の魅力と活力の向上が期待できることなどから、本県の県立高校の新たな魅力になり得るものであると考えております。

現在も県立高校では各高校のネットワークを生かし、学校の枠を超えた課題研究発表会や探究活動、研究、商品開発や販売といったものが行われておりまして、こうした連携活動は県立の大きな強みの一つであると考えております。

御質問の素案のほうで大規模校を拠点校と表現させていただきましたが、多くの教員、生徒が在籍をし、大きな行事も実施可能となる大規模校が、こうした教員や生徒のネットワーク活動の拠点的な高校としての役割を担うことで、将来的に学校同士が連携した多様な教育活動がさらに拡大、充実し、本県の高校全体の魅力向上につながるということを期待しているところでございます。

永森委員 いろいろとお答えをいただいて、ただし、現在でも課題研究であったり、連携ということのネットワークは、それこそ学校もありますけれども、教育委員会もあれば、総合教育センターなり様々な機関が存在をされていて、その中で既に上手に連携はなされているとされているわけでありまして。その拠点制ということ、かつそれが大規模でなくてはならないという理由に果たしてなるのかなというところが、いま一つずっと入ってこない部分があります。このことをこれ以上聞いてもしようがないんですけれども、拠点校として必要だというその拠点校の定義そのものが、やはりちょっと曖昧だということが、この大規模校がそうか必要かというその理解に至らない一つの原因ではないかということをおっしゃることをまず申し上げておきたいと思っています。

それで、もう一つ、次の質問に移ります。

高校再編、特に今回のこの「新時代とやまハイスクール構想」の肝というのは、全ての学校を再編統合対象にするということ、その上で新しい学校を20校という、数は置いておいて、20校程度生み出していくという、これが最大の理念なんだと思っており、そのことに我々会派としては共感をしているということです。

なので、20校新しく学校ができるということは、やはり20校一つ一つが――。それこそさっき行きたい学校というふうな話もありましたけれども、全ての学校が行きたい学校になっているという姿が必要だと思っています。

代表質問でも少し申し上げました。今回、県立高校の志願倍率が1倍を割ったということでありまして、1倍を割ったということそのものは、先ほどから私立のお話もありますし、いろいろなことが背景にあると思います。

私がおっしゃる課題だと思えるのは、亀山委員もおっしゃったとおりでありまして、この志願の状況の格差というのは物

すごく大きいんですね、0.5倍を切っているような学校がたくさんあるということ。その格差みたいなものがむしろどんどん拡大をしていっているように見えます。1つの学校の定員割れの幅がどんどん大きくなっているように思っているんですね。

なので、やはりここに高校教育の課題というのは、全て集約されていると私は思っているということです。

ちょっと御三家の話は非常に触れにくいので本当はあまり触れたくはないんですけども、この志願の状況を見ていまして、高岡高校は今回たまたま令和7年は定員割れしておりましたけれども、一方で、二次志願状況を見てみると、やはりしっかりそこに応募があるという状況なわけで、それは私も大きな問題ではないと思っています。御三家というのはやはり圧倒的な進学実績があるということ、そして今STEAM教育といいますか、探究的な学びをしっかりとやっているということ、なおかつ歴史と伝統があるということ、既に高い人気がここにはあるわけなんですよ。むしろそれ以外の学校のところに、こういった魅力を付与していくのかということが大事な観点だと私は思っております。

先ほど拠点校の定義というものも規定されたわけなんですけれども、私自身の受け止めとすると、やはり現在富山高校であったり、中部高校であったり、高岡高校というのは、既に一定の規模があるということ、そして県内でも最も高いレベルの学習内容をやっておられる学校だということからすると、この学習指導という面では、既に拠点的な役割を担っているという私は考えを持っております。勝手に持っております。

この拠点校、大規模校が拠点校だというふうに分けると、逆算だからこういう考えは本当はおかしいのかもしれ



ませんけれども、現在の S T E A M 教育みたいなことを中心に、そこに様々な機能を加えていくということ、いわゆる御三家の現在ある姿をさらに発展をさせていく未来に、大規模校というのがあるという、そんな受け止め方を私はどうしてもしてしまうんですけれども。大規模校そのものというのがやはり非常に大きな一つの特徴であり、魅力だと私は思っておりますし、また、現在あるこの御三家と言われる伝統と歴史のある学校が、果たしてそうした全く新しいタイプの学校として生まれ変わることを是としているのかどうなのかという、そうした実際に再編をやっていく上での——これは「こどもまんなか」ではない側の発想になってしまうかもしれませんけれども、難しさも現実に行うときにははらんでいるということでもあります。

そうしたことからいくと、さっきも申し上げましたこれまで御三家中心にピラミッドになっているそういう学校とは全く枠外に、新しいタイプの学校として大規模校というものをひとつ考えて、そこに新たな魅力を見いだして、そしてそこが拠点となって、いわゆる偏差値中心にやってきた富山県の教育にひとつくさびを打ち込んでいくような、そういう学校を私は期待したいと思っているわけなんです。

そのあたりの所見について丸田課長に伺います。

**丸田県立高校改革推進課長** さきに S T E A M 教育に関するところがございますが、現在、県内の全ての県立高校では、課題解決型教育や S T E A M 教育によるプロジェクト学習などに取り組み、生徒の進路希望実現に向け指導に努めているところがございますして、今ほど御指摘がございました富山、富山中部、高岡の3校は、探究科学科設置校としてその先導的な役割を果たしてきております。

今年度のワークショップや意見交換会、また若手教員グループトークでは、既存の学校を念頭に置かずゼロベース

で望ましい在り方を検討すべきといった御意見ですとか、将来のことを考え、高校教育を一から見直すことは意義がある、伝統も残しつつ新しいことができるよといといった御意見もございました。

こうした御意見も踏まえ、今回の基本方針素案では、8つの教育内容と学校規模の組合せを例示したところでございます。

新年度に検討組織を立ち上げ、まずは大規模校の設置方針や各期に開設する高校の方向性などを議論することとしております。この議論の中で、8つの教育内容と学校規模の具体的な検討も進めることとなりますが、その際には今ほどの御質問の御趣旨でございますとか、自民党議員会の教育の未来を考えるプロジェクトチームの御提言といったものも踏まえ、検討を進めるよう準備をしていきたいと思っております。

**永森委員** よろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにしても、この大規模校というのは、新しいタイプの学校ということであります。先ほど新しく一からゼロベースでという意見と、伝統を大事にする学校という2つのことをおっしゃられたと思ひますけれども、大規模校というのは前者か後者でいうと、前者、つまり伝統というものを一旦リセットして新たに生まれる学校という、その認識は間違いないということによろしいですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 先ほどの答弁で、拠点校に期待することは御説明させていただきました。今後の具体的な議論の中で、まずは大規模校の設置方針を検討いただくこととしておりますので、今ほどの御質問の回答にはなりませんけれども、新年度そうしたこともしっかり議論いただけるように準備をしたいと思っております。

**永森委員** せっかくつくる新しいタイプの学校の一つであり

ますので、私どもとすれば、新しい概念での学校をつくっていただくということが大前提だというふうに考えていると御理解をいただきたいと思えます。

それで、最後の質問にしたいと思っております。

請願の中でも少し触れられていたことであります。また、我々代表質問のほうでも同じことを申し上げたつもりであります。この大規模校という議論がまず非常にクローズアップされて、高校再編ということが議論されていきました。その規模のことというのはもちろん大事なことでありますけれども、再編をやっていく上では、一つの要素でしかないということだと思っております。むしろこれから学科構成のことも検討されていくということでもありますけれども、どちらかというところやはりそちらのほうが先に議論されるべき課題であるという受け止めを私はしています。

先ほども亀山委員の質問に対しまして、今の定員の設定の議論においても普職比率等々が大事、前提にしながら考えているというお話もありました。

一方で、この普職比率そのものがもう何十年もずっと同じ割合でここまで来ているという現状があり、そのことについての課題を申し上げたことがあります。また、その職業系専門学科の中にあっても、非常に人気のあるものと人気のないものがあるとか、また、男性と女性の志願の状況を見ると、圧倒的に男性、特に工業系については男性優位になっているということもお話ししました。

そうした中で、我々は提言の中では、例えば起業家を養成する、起業に特化したような学校をつくってもよいのではないかということであったり、また、看護とか、福祉とか、非常に志願倍率は高いんだけど、定員が少ない学科があると。であれば、例えば看護の学科を増やしてもいいんじゃないのかということも申し上げたこともあったと

思っております。

そうした我々も指摘してきたような様々なこの学科構成の内容、中身についての議論というものがどこまで深まったのかということを経合教育会議などの議事録を拝見していても、正直言うとなかなかどんな議論がなされてきていたのかということが分からないわけであります。

そこで、基本方針の策定に当たって、これまでそうした懸念に対しましてどのような議論をしてきているのか、また、基本方針には具体的にどのように盛り込まれていくことになるのか、こちらについては廣島教育長にお尋ねします。

**廣島教育長** 今委員から投げかけていただいた課題、まず、普職比率や職業系専門学科に関する検討の経緯、ちょっとおさらいをさせていただければと思うんですが、こちらにつきましては、昨年度、令和5年度の県立高校教育振興検討会議の中で、本県と全国の学科別の定員、普職比率の推移、また、学科別の進路状況、そして中学生の進路希望調査、そういったことを参考に議論されました。

それを受けまして、昨年の提言では、例えば工業科の一括募集導入ですとか、商業科の普通科コースへの改編、こうしたことなど具体的な検討も盛り込んで提言がございました。その上で、職業専門学科については、生徒や社会のニーズも踏まえた今後の見直しの方向性が示されたという状況であったかと思ひます。

今年度の総合教育会議では、そうした提言をベースに議論も行ってきたところでございます。併せて今年度のワークショップや意見交換会では、今の基本方針素案には、職業科の整理についてもっと盛り込むべきじゃないかというような御意見があったところでもございます。

振り返りますと、そういった提言があつて職業科につい

て一定の整理がなされたという認識が、今年度の前半にあったかと思います。その後、バックキャスト的な考え方で再編を考えていってはどうかというのが、今年度の中頃であったと。そこから今年の初めに素案を出させていただいた。それは8つの教育パターン、教育内容とその組合せだったと。この後、8つの組合せ方というのをどうするか、これがまさしく新年度にやっていく話であろうとに認識しております。

先ほど丸田課長から答弁もしましたが、新年度に立ち上げます検討組織、そこではまず大規模校の設置方針、そして各期に開設する高校の方向性などを議論したいと。その議論の中では、職業系専門学科の学科構成や定員、学級数も含めて8つの教育内容と学校規模の具体的な検討を進めたいと。永森委員のそういった検討が今まで少なかったのではないかというようなことについて、まさしくその部分でやることになろうかと思っております。

実際そこで議論をしたものについては、また皆様のほうから御意見もいただく機会も必要になってくるかと思いますが、そうやって順番を経て今年度の頭からやってきているというようなことも、御理解いただければありがたいと思うところでございます。

具体的な検討に際しては、先ほどの委員の質問も含めて意見、ありがたい見解、貴重な見解を聞かせていただいたと思います。

自民会派の教育PTの提言、そして今ほどの御意見も踏まえまして、私どもとして検討を進めてまいりたいと考えております。

**永森委員** すみません、ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、もちろん来年度さらにということでありますけれども、令和20年度の高校教育のあるべき姿ということを、

未来像ですよね、そこに向けてバックキャストでやっていくというその基本の方針の中に、普通科と職業科というのがどんな構成で必要なのかということは、私はかなり根幹的な課題だという受け止めをしております。

時代が変わっていく中であって、職業系専門学科そのものがどの程度必要になってくるのかと。どこまでこの専門教育を高校の段階でやるべきなのかということ。いろいろな意味で、そこに対しての社会全体の変化の中での位置づけが一つあります。

そして、これも先ほどの亀山委員の話にもつながるわけでありましてけれども、私も県立高校の志願の状況、ここ五、六年の動きというのをずっと見てきているわけでありまして。募集定員から、まず定員割れの普通科と普通科以外の割合を見ると、ここ3年振り返ると大体3対7、定員割れしている全体の、今回であれば553人のうちの3割は普通科ですけれども、それ以外は職業系専門学科、つまり職業系専門学科で非常に定員割れが多い状況になっているということなわけでありましてよね。

だから、職業系専門学科に対しての子供のニーズが薄れてきているということは、データからも本当に明らかであって、そういうことも踏まえての基本方針を決めていくという中であって、そうした根幹となる子供たちにどういう教育をしていくのか、そこについてしっかりとこの基本方針の中で触れられていないということそのものに、やはりそれが基本方針としてたり得るのかということに疑問を感じているというのが、今回の私の質問の趣旨なわけでありまして。

そのことに対して何かあれば、改めて広島教育長に求めたいと思います。

**広島教育長** 先ほどもちょっと若干言い訳にもなったかと思

いますが、今年度の議論の過程を御説明をさせていただいたところでございます。

そうした中で、新年度におきまして具体的な検討をしたいということになるかと思えます。

基本方針に盛る、盛らないという点、そこについては、委員の御指摘も大きなことかと思えます。そこと実際にこれまでやってきたことを前に進めるというような観点で申しますと、私どもとしては、今ほど必要な令和20年度に提供すべき形、職業科も含めた各学級数なり、学級数の具体論について、まず来年度の前半を駆けまして議論をして、改めて6月議会、9月議会といろいろ御意見を聞く場もあるかと思っています。そうした流れで進めさせていただければと考える次第であります。

**永森委員** もう質問はいたしませんけれども、やはり県民の皆さんの意見を聞くということも大事だと思っております。我々議会の思いもやはり聞いていただくことも大事だと思っております。でも、一番現場で職業系専門学科、この志願の状況も含めて、データも現場の状況も一番把握しているのは、やはり教育委員会の皆さんだと思っております。

なので、本来皆様方は一番深い議論ができる環境にあると思っておりますがやはり現状の形を変えないまま表層的な議論に見えてきているわけでありまして、もっともっと深い議論を教育委員会の内部でしっかり詰めていただくと、ぜひともこれはお願いをして、私の質問とさせていただきたいと思えます。

**武田委員** よろしくお願ひします。

今日の朝ですね、ワイドショーをちらっとだけ見たんですが、富山県警をかたる詐欺ということで、他県へ多分、富山県の076-441なのか、0110という4桁の数字が着信にあったというふうなこと、富山県警の捜査2課に連絡する

ようにというお話もあったように聞こえてきました。

こういう案件について、県警として、ワイドショーだからそんなの軽く見ていていいよということなのか、また、いや、そういうのを根拠を明確にして調べておかなければいけないねということなのか、どなたか答弁していただける方お願いしたいと思います。

**橋森刑事部長** 今言われたような話なんですけれども、全国的に警察本部や警察署の電話番号を偽造して表示させる手口の特種詐欺事件が確認されておりまして、警察庁において昨年1月以降、本年3月18日までに、相談を含めて1,458件確認されているところ等公表しております。

これらの事案は、全国各地の警察本部や東京都内に実在する警察署等の電話番号を画面に表示させて電話をかけてきて、警察官をかたり、「あなたが捜査対象になっている」と、「あなたの口座が犯罪に使用されている」などと告げた上、「資産を調査する」などとして、現金を振り込ませるオレオレ詐欺に誘導する手口が非常に多いということがあります。

このほかにも、末尾が0110の電話番号を使用したものも非常に多く見られております。これは県内におきましては、今年に入って3月17日までに54件確認されておりまして、全国では2月だけで2,239件、1月、2月では約3,400件ほど確認されております。これが昨年1月とか2月は5件とか4件とか、1桁だったんですが、この1年にあっという間にこれだけ増えているというようなことでもあります。

県内におきましては、実在する警視庁新宿警察署等の電話番号を偽装表示させたものとして、今年に入ってから3月18日までの間に4件の相談を把握しておりますが、これらにつきましては、いずれも被害は確認されておりません。

県警察におきましては、警察官をかたるものから捜査対



象者になっているという電話を受けた場合、相手の名前、所属部署等を確認する、一旦電話を切る。警察や家族に相談するなどの対処法について、「とやまポリス」や安全メールを活用した情報配信に加え、巡回連絡において注意喚起するなど、被害防止に向けて取り組んでいるところであります。

**武田委員** 時間がないので、電話番号の偽造の手口、やり方というのをまた教えていただければと思います。

それと富山県警の名誉にも関わりますので、必ず他の警察か分かりませんが、連携をしながら必ず逮捕していただければと思います。よろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**武田委員** それでは、教員採用の取組みについてお伺いしたいと思います。

今年度から実施していただいております大学3年次の第1次検査受検について、これまでの受検者数であったり、合格者数の状況についてお伺いしたいということでもあります。

富山県は、全国に先駆けて3年次から検査を受けることができるのかどうなのかということも気にかかりますけれども、例えば大学3年次で第1次検査に合格するとなると、それ以降、4年生になってからは、卒業研究などの専門分野に集中できるというメリットがあるということ。また、不合格であったとしても、採用試験の雰囲気を感じられ、再チャレンジに向けたモチベーションが高められるというようなメリットがあるということをお聞きしておりますので、安川教職員課長にお伺いいたします。

**安川教職員課長** 本県の教員採用検査では、第1次検査を大学3年次から受検でき、合格者は次年度の第1次検査が免除され、第2次検査から受検することとなります。

この制度につきましては、令和5年度にまず小学校受検者を対象に導入いたしまして、87人が大学3年次で受検されまして、このうち56人が合格されました。令和6年度の採用検査では、対象を小学校から全校種に拡充いたしまして、大学3年次で第1種検査を204人が受検されまして、このうち93人が合格されました。

学生を送り出す側の大学側からは、学生が第1次試験に合格することでモチベーションのアップ、それから教師になろうという意思を固めることにもつながるなど、ポジティブな影響が出ているということが確認できたとお聞きしております。

県教育委員会では、大学3年次の受検者を増やすために、引き続き大学の訪問ですとか、教諭のUIJターンセミナーなどを実施しまして、大学3年次受検の制度について、将来受検対象となります大学一、二年生に対しまして、積極的に周知をしてまいりたいと考えております。

今後とも、学校現場における業務改善や教職の魅力発信、採用検査の見直しなどの取組を総合的に進めまして、優秀な教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

**武田委員** 富山県出身者以外の学生さんの割合というのは、どんなもんなんですか。

**安川教職員課長** すみません、ちょっとそこについては、資料がございません。

**武田委員** 出身者以外の学生さんも取り込むように、ちょっと全国へ出かけていただいてPRをお願いできればと思います。ありがとうございました。

続きまして、県立高校の入学者選抜について、過日、3月14日に全日製の合格発表がインターネット出願のみであったと思われれます。うちの孫も対象者だったんです。

ということで、すごくインターネットの合格発表に時間

を要したんです。私もずっと見ていてどうなったか、どうなったかということでありました。時間がかかったところでは40分以上かかった受検者もいたということなんですが、何に手間がかかっているのか、混雑するのか分かりませんが、全国的にもインターネットだけにするようなことになっているんですけれども、富山県は伝統を守っていくためにも、貼り出しを継続してもよいのではないかということをお伺いします。

**土肥県立高校課長** 県立高校の入学者選抜におきましては、志願者及び保護者の利便性を向上させるとともに、中学校及び高校教員の出願における事務を円滑にするため、インターネット出願システムというものを導入いたしました。

具体的には、本システムの導入によりまして、志願者及び保護者は入学願書が手書きから文字入力に変わり、書き直しなどの手間がなくなったほか、入学考査手数料がクレジットカード等で納付可能となっております。中学校では、高校別の志願者名簿が自動で作成されることや、高校では、志願者の情報を端末入力する必要がなくなるなどのメリットがございます。

出願から合格発表までの一連の流れをデジタル化することに伴い、中学校及び高校教員の業務負担を軽減することや発表掲示の際の不合格者の心情に配慮できることから、各高校での合格者の受検番号掲示は当面実施しないと考えております。

委員から御指摘がありました合格発表時のシステムへのアクセスに関する問題につきましては、初めて本格実施したということもありまして、当初の想定を上回るアクセスがあったものでございます。

今後、志願者や保護者、中学校及び高校の関係者からの意見を集約する予定としております。それらを参考に、次

年度以降の入学者選抜が円滑に実施できるよう、システムを改善してまいりたいと思っております。

**武田委員** 来年も多分集中すると思います。どうやってシステムを改良していかれるのか、また時間のあるときに聞かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次ですね、富山県教育委員会では、願書の提出後の志願先変更を認めてはおられません。石川県では志願先変更を認めており、過去に永森委員も質問されたことがあったかもしれません。当然1次試験のときに自分の受けたいところが定員オーバーになっていれば、ちょっとショックになる方もおられると思いますし、そういった変更をすることができれば、生徒の選択肢を広げてあげる、行きたいところが行けるところか分かりませんが、そういった精神的な負担を和らげるためにも、本県でも導入することを私は提案したいと思いますが、土肥課長にお伺いします。

**土肥県立高校課長** 志願先変更につきましては、一旦願書を提出した後であっても、希望すれば一定の期間内で出願先の高校や学科を変更することを認めるものでありまして、現在多くの都道府県で様々な方式で実施されております。

そのメリットといたしましては、受検者にとっては公表された志願倍率を参考にしまして志願先を変更でき、特定の学校、学科に志願者が集中した場合、志願先の変更によって緩和され、結果として志願倍率が低下することで、委員から御指摘がありましたとおり、生徒の精神的な負担が軽減できる可能性があること、高校にとっては定員割れの可能性が少なくなることなどが考えられます。

一方、このデメリットといたしましては、自由に変更できることで志願先の変更後の倍率を想定できないこと、中学校では自分が行きたい学校を選択するよう進路指導を行っておりますが、志願倍率を見て安易に入れる学校をとい

う視点で学校を選び、入学後のミスマッチが起きやすくなること、中学校、高校とも変更に伴う事務量が増え、負担が大きくなることなどが想定されます。

今後の高校再編の検討において、入試制度の見直しもテーマとなり得るものだと思っております。そもそもこの入試制度につきましても、これでよいというベストの形はないものと考えております。常に生徒や受検の実態等を見ながら、改善していくべき性格を持っております。

今後の検討課題として他の団体の状況をよく調査し、メリット、デメリット、双方を整理するなどしてまいりたいと考えております。

**武田委員** 倍率1を割ったということなので、もうちょっとフレキシブルに考え方を考えていただければと思います。

さっき事務手続の話がありましたけれども、それはしっかりと事務手続ぐらひはやっていただきたいということでありましょうし、もし定員がオーバーしていたのであれば、次の学校や学科を選ぼうとするときに、先ほどもありましたけれども、やはり現場の教育委員会の方が一番分かっておられると思うので、アドバイスをしながら何といいますか見直すことをやっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、先ほどから大規模校の話がありました。当初大規模校というのは、私にとっては反対をしたいなということは思っておりました。なぜかというところ、目的やどういう学科を設けるのか、自民党のPTが掲げている、魅力のある学校、学科をつくってほしいと言っているにもかかわらず、なかなかその具体案が出てこないというのが、やはり私はちょっと反対する気持ちがあったということでもあります。

先ほどから、例えば拠点校の話もありましたが、では、1学年10クラスとか12クラス入れる規模の学校というのは、

どこなんだろうということを考えると、高岡高校なのかなということを思いながら、いや、それでも平米数であったり、面積的に無理だよというようなことがあったり、そこから辺は分かりませんが、ちょっと後から答えていただければいいと思っております。

例えば高岡高校と高岡商業高校を一つにするということであったり、高岡高校と高岡工芸高校が近いので、空中に廊下を造れば一つの学校になるなということも思ったり、いろいろなことを考えました。

しかし、交通、通学の利便性というようなことは高校再編の議論の中でよく出てくるわけであって、高岡高校や高岡工芸高校にすると、氷見線に乗ってこられる方は、ちょうど越中中川駅で降りられてちょうどいいんです。けれども、結局城端線で行くと高岡駅で一旦乗り換えなければいけない。

〔「直通化」と呼ぶ者あり〕

**武田委員** うん、直通化の話もあるけれども、そんなに早くできるのかなと思いつつも、あいの風鉄道で通ってくるにも、高岡駅で1回降りて、また乗換えなければいけないということがあると思ったわけなんです。

そしたら、今、高岡市役所が高岡駅南にどうだという検討をされているということでもあります。高岡駅南に造れば、どの地域の方も一つの電車で降りて通えるんじゃないかなということを思ったわけなので、どうも高岡市長との連携であったり、話合いがなされていないのではないかとということをお私に思うわけでありまして、この点についてもう少し、丸田課長、相談をされたほうがいいのではないかとということをお私に思いつつ、答弁をお願いします。

**丸田県立高校改革推進課長** 先ほども答弁させていただいたところでございますけれども、新年度いろいろな議論を進

めていくこととしております。その中で、まずは大規模校の設置方針についての議論が必要かと考えております。その議論の進み具合によって、こういったところと御相談するかというところが出てくれば、また対応が必要であろうかと思っております。

**武田委員** その通学のことあまり出て来なかったものから、通学のことをやはりしっかりやってもらわなければいけないなということを思いまして、ちょっと聞いてみました。

**火爪委員** それでは、通告した質問についてよろしくお願ひしたいと思います。

まず、本会議で、中学校への35人学級の導入方針について伺いました。この続きを少しさせていただきたいと思ひます。

まず、文部科学省が令和8年度から3年間で中学校への35人学級導入を行うと公表されたのが、昨年末だったかと思ひます。ですので、新年度の予算編成にはとても動きが間に合わなかったわけでありませう。

改めて今回の発表が、教員の残業代未払いを固定化される給特法の改正とセットで報道されたもので、あまり歓迎をする声が報道されなかつたような印象を持っております。私はようやく中学生へということ、複雑な思ひと歓迎をする思ひとない交ぜでこの動きを受け止めました。

まず、教育委員会がこの動きをどう把握、どう評価しているのか、確認をしておきたいと思ひます。

**安川教職員課長** 中学校における35人学級について、昨年8月の中央教育審議会の答申では、ちょっと長い引用になりますけれども「令和3年に義務標準法が改正され、公立小学校の学級編制の標準が40年ぶりに40人から35人に引き下げられ、令和3年度から令和7年度にかけて学

年進行により計画的に少人数学級の整備が進められている。」とされています。これは小学校への35人学級ですけれども、この整備が進められていると。さらに引用しますけれども「同改正法の附則において、少人数学級等の効果に関する実証的な研究を行う旨が規定されたことを踏まえ、現在、文部科学省において調査が進められているところである。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく必要がある。」とされたところでございます。

この答申の趣旨を踏まえますと、小学校6年生に35人学級が導入される令和7年度においても、その効果検証等について引き続き調査が進められるのではないかと推測したところでございます。

その後、国は昨年12月になって、中学校1クラス当たりの学級編制の標準を、令和8年度から年次進行で段階的に40人から35人に引き下げ、令和10年度には中学校の全学年で35人学級を実現する方針を示しました。

本県では、これまでも中学校の学級編制の標準の見直しや、それに伴い必要となる定数及びその財源措置について、県の重要要望や全国都道府県教育長協議会の要望として国に働きかけてきたところです。

今般の国の方針につきましては、こうしたこれまでの要望が実現したもので、個に応じたきめ細かな指導の充実に資するものであると考えております。

**火爪委員** 間違いはないということで、今後予算化されていくということだと思います。

それで、私は年末にそういう動きが伝わったので、富山県は国の制度に2年前倒し、先駆けて少人数学級を実施をしてきていると、だから、2年前倒しということになれば、



令和7年度から中学1年生に導入する——本当は2年生までということ、予算要望などもしてきたわけですが、国の動きが急で間に合わないと。本会議では知事から、中学1年生の選択制で本県はやっているの、国に先駆けて対応しているということで、今後は、国の動向を踏まえて検討していくという答弁をいただいたわけがあります。

ですので、国に先駆けて対応するという姿勢については、中学段階でも知事に求めても大丈夫だなと思いました。2年前倒しか、1年前倒しかはともかく、新年度間に合わないなら、令和8年度からしっかり2学年ないしは3学年まで導入をすることを検討していただきたいという立場であります。

そこで、本会議で段階的に3年生まで導入をするとすれば、教員が何人必要かというので23人という答弁があったと思うんですが、令和8年度に一、二年生に導入をする場合、3年生まで一気に導入する場合、それぞれ県費の負担増は何人分で幾らになるのか確認をしておきたいと思います。

**安川教職員課長** 国に準じて令和8年度から年次進行で段階的に進行するのではなくて、仮に令和8年度に1年生から3年生までの全学年を35人学級にするということを想定いたしますと、単年度で69人の増員、約5億9,000万円余りの予算措置が必要となります。

このうち、1年生の14人、それから2年生の33人分につきましては、国の定数措置及び財源措置約4億円がございます。

一方、3年生の22人分につきましては、県単独の定数措置及び1億9,000万円余りの県単独予算が必要となります。

**火爪委員** 令和8年に一、二年生に導入する場合は、47人新たに必要で、純増は36人ですね。一気に3年生まで導入す

る場合は、69人必要だということかと思っています。1億9,000万円、一、二年生だけ導入する場合は幾らでしょうか。

**安川教職員課長** 一、二年生だけで導入するということになりますと、必要になる数につきましては、47人のうち36人の増ということになりまして、これにつきましては、県単独の措置は必要ないということになります。

**火爪委員** 今御答弁いただきましたように、令和8年度から国は1年生だけけれども、県は十分一、二年生に一気に導入できると。1年前倒し、2年前倒しの場合は、1億9,000万円県単独措置が必要だということだと思います。だから、財政的には一、二年生に導入することが一気にできるということで、これはぜひやっていただきたい。そして3年生まで一気に導入するのでも、1億9,000万円あればできるということですので、新年度早期にこの方針を議論をしていただきたいと思います。

というのは、先生たちの採用数を増やさなければいけないということでもあります。3学年一気に令和8年に入れるためには、69人先生の増員が必要だという試算も示されているところでもあります。教員の募集人数を増やすためには、やはり早期にこの辺の議論をやっていただいて、基本方針の腹を固めていただく、市町村の教育委員会にも意見を聞くということで、時間はそうないわけでありますけれども、ぜひ教員募集人数を増やすためにも、その時期に合わせて新年度の方針、さらに次の年度の方針を固めていただきたいと思いますが、どう取り組んでいくのか伺います。

**安川教職員課長** 今般国が示した方針に基づき、本県で令和8年度に中学校1年生で35人学級を導入し年次進行した場合、現在の中学校数と令和6年5月時点の生徒数——現在の小学校5年生が令和8年度で中学1年生となりますが、

これを基に試算いたしますと、令和10年度までの3年間で増員が必要となる教員数は、35人学級導入による増加と生徒数の減少による減少との差引きで、計23人になると見込んでおります。

令和8年度に中学校1年生だけが35人学級になる場合でも、増員となる教員につきましては確保する必要があると思いますが、今後、本県が活用しております少人数指導の加配措置、これがどのようなことになるかということについては、今のところ不透明な状況でございます。

このため、中学校における35人学級の実施方法については、国が示した方針を踏まえ、市町村教育委員会などの意見もお聞きしながら、検討を進める必要があると考えております。

**火爪委員** ですので、採用枠を確保するためには、早くその方針を決めましょうねと。今の答弁は、本会議で知事からいただいた答弁とそのまま同じなので、ぜひこの4月、5月に市町村教育委員会ともよく相談をしていただき、令和8年度に国に先駆けて導入が進むことを期待をしております。しっかり取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、立山高原ホテルの廃止問題について伺っておきたいと思っております。

県が保有する公立学校共済組合の立山高原ホテルの営業が、今年度末、3月末で廃止をされると聞きました。これまで公立学校教職員と県民に比較的安価な宿泊料で宿泊を、第一級の自然の下で提供してきた立山のホテルが1つなくなることは、非常に残念に思っております。

それで、事前に資料をいただきましたけれども、学校の先生が主に利用しているのかなというふうな印象だったんですけれども、一般のお客さんも利用をしておられまして、

令和5年度5,180人の利用、ピークよりも半分減っているんですけども、一般の方は4,005人ということで、8割方一般的のお客さんに宿泊を安く提供をしているという実績も計上をされております。

それで、県が保有する前は公立学校共済組合が保有をしていたわけで、決算状況を見せていただくと、例えば平成31年の決算では、県からの補助金が558万円入っているわけでありまして。この補助金がなくなったということで、経営が厳しくなったのではないかなと勝手に想像もしたりして見ているわけでありまして。県として営業継続のための支援ができなかったのか、確認をしておきたいと思っております。

**五島保健体育課長** 立山高原ホテルは、県が公立学校共済組合から建設費を借入れまして、昭和50年に建設しております。先ほど委員おっしゃられたように、教職員の福利厚生施設でありますとか、また、立山を訪れる観光客の宿泊施設ということで、およそ半世紀にわたり多くの皆様に利用されてきたところであります。

ホテル営業終了の理由としまして、公立学校共済組合からは、特にコロナ禍以降、利用者の大幅な減少によりまして財務状況の急激な悪化ですとか、ベテラン職員の退職に伴う人員不足が要因と伺っております。

県では、ホテル建設当時の共済組合との契約などに基づきまして、公租公課ですとか、各種負担金のほか、耐震化外壁改修や設備更新などに対して補助を行ってまいりました。

また、ホテルの所有権が県に移転しました令和3年9月以降につきましても、共済組合に無償貸付けするなど支援を続けてきたところであります。

県としては、立山黒部アルペンルートの主要な宿泊施設の営業が終了することは、誠に残念ではございますが、ホ

テル経営の根幹につきましては、安定的な経営基盤の確立ですとか、独立採算の経営方針の下、現状及び今後の見通しを踏まえて、共済組合が判断されるものと考えております。

ホテルの営業終了は、共済組合として苦渋の決断だったものと理解しており、その判断を尊重したいと考えております。

**火爪委員** 天狗平のとてもいい環境の下でのホテルです。

いただいた資料の平成31年度補助金558万円、所有が移ってから県の補助金が切られたのではないかという疑問もあるんですが、ここら辺、県から財政支援を継続することはできなかつたんでしょうか。

**五島保健体育課長** 令和3年9月に所有権が県に転移したというところでありまして、それまでは共済組合に対して補助をしておりました。県の所有になったところで、補助は終了したというところが事実でございます。

なので、それ以外の例えば無償貸付けとか、改修といった支援は続けていたところではあります、補助金に対しては終了したところでございます。

**火爪委員** それはどうしてですか。

**五島保健体育課長** 所有権が県に移転して、県の所有になったところでございます。

**火爪委員** 立山高原ホテルの経営を助けるという意味では、所有権は関係なく営業のこの558万円というのは、大変貴重な財政、無償貸与しているから貸付料を本当は取るので、取らなくなったから補助金は切ったんだよということですか。

**五島保健体育課長** 公租公課としまして、年間約190万円ほどの補助金を負担しております。そのほかに各種負担金、例えば立山ルートを除雪組合の負担金ですとか、電気組合

の負担金といったものを年間400万円ほど支出していたというのがございます。

**火爪委員** すみません、とてもお答えになっていないんですが、やはり立山高原ホテルのスタッフの人たちからは、県からの補助金が、所有権が移転をしたのをきっかけに切られたと。本当に厳しかったというお話を伺っているので、やはり所有権の移転のときにどういう対応を取るのかというのは、そのときにもっときちんとした議論が必要だったのではないかなと思います。

私は、令和3年9月の後、このホテルがどうなるのかということが大変心配もしておりました。もっと早く、もっときちんとして、天狗平周辺の山小屋関係者の皆さんの意見も聞きながら、県がどういう対応をするのかということを検討をしてくるべきだったのではないかな。やはり突然今年の1月に廃止の提案があって、急だったのではないかなという意見も伺っております。

そこで、今言ってもあれですから、今後どうするか確認をしておきたいと思うんです。この24室かもしれないけれども、貴重な広い自然に囲まれた国立公園の中の県民財産である県所有のこのホテル、どれくらいの時期、スタンスでどう検討していくのか、見解を伺っておきたいと思います。

**五島保健体育課長** 立山高原ホテルは、世界的な山岳観光地であります立山黒部アルペンルートに位置する、観光振興の面で貴重な宿泊施設であります。このほか、火山防災上の観点から、万一の際の避難所としても重要な施設であると考えております。

このため、宿泊施設としての機能を維持することが重要であると考えております。また、ホテルは国立公園内に立地しておりますことから、環境への配慮はもとより、立山

の自然や景観との調和の観点も必要と考えております。

こうしたことから、知事部局とも連携を図り、民間事業者による運営の可能性など、早急に検討を進めていくということになると考えております。

**火爪委員** ハイエンド層などと言わず、一般県民のためにも比較的安価に宿泊できるような施設として継続をされることを期待をして、質問を終わります。

**米原委員** すみません、教育警務委員会というのは2年で1つの何といいますか、節目を迎えるのであり、私ども議員は4年任期でありますけれども、2年でまた別の委員会に変わると、所属が変わると。残る方もいらっしゃるかもしれませんが、2年間皆様と一緒に教育警務委員会として私どもお世話になりましたこと、最後に言わなければならないことなんですが、改めて心から感謝を、最初にこういう一つの節目を迎えているということを申し上げておきたいと思っております。

そこで、少し時間が長くなっておりますけれども、御理解いただいて質問させていただきたいと思っております。

どちらかというところ、今回、本当に教育警務の中で、学校の再編という極めて大きな課題が随分議論されました。しかし、なかなか結論が、今日もいろいろなお話もございませぬけれども、十分な結論を得ていないというふうな状況であります。私どもは日頃からいろいろな各界各層の皆さんから様々な意見を実はお聞きしているわけで、いい話もありますし、また厳しい御意見もありますので、こういったことをしっかりと受け止めて、それぞれの役割を担って皆さんに御質問をする、あるいはいろいろな提案を申し上げるというのが我々の役目だと思っております。

そこで、今日の私からのお尋ねは、もう昭和、そして平成、令和とこう変わってきた中でも、昭和の時代からずっ

とこのことを申し上げてきたかと思えますけれども、警察当局の富山県の施設ということについては。非常に何とか、学校はもういろいろな形で随分設備も整っておりますし、今までエアコンがなかったんですけれども、昨今は災害の関係もあって、全部装備することになりました。

しかし、一方、警察の施設というのは極めて老朽化して、安全性にも乏しいということもありまして、昭和、そして平成になってからずっとこのことを申し上げてきたのであります。何とか再考していただけるように、議会でも随分このことを申し上げてきたつもりです。

たしか私の記憶によりますと、近年の本部長とすれば、今、高木本部長でありますけれども、当時の大原本部長が着任されたときに、ぜひ現場を見ていただきたい、現地はどういう現状なのかとひとつ見ていただけませんかということを申し上げたことがございます。

当時、今日、一番左に座っている石田生活安全部長が、たしか参事官だったと思えますけれども、大原本部長を乗せて、各地の警察署を御案内いただいたことがございました。

そこでいろいろな話を申し上げたのでありますけれども、おかげさまでその後いろいろなことを検討されまして、それからもう既に何年間も経過しておりますけれども、徐々にいわゆる学校の統合問題も同じでありますけれども、エリアの役割というものを示されるようになってきた。富山のエリア、高岡のエリア、砺波のエリア、新川のエリアと4つのエリアに分けて検討をいただいていたということでもあります。

富山はもうほとんど整備が終わり、そして高岡のほうも今具体的に示されてきたと。先に決まったところが砺波だったもんですから、砺波も先に着工になったということ



す。残ったのは東部で、本来1か所かということも考えて、私も個人的にそう思ったことがあるんですが、やはりエリアが非常に広いということ、山岳帯という山を抱えていることからすると、1か所でなかなかそれを統合するのは難しいということから、何年間も大変な御苦勞をされて、これを何とか2か所にすべきだということをお決断をいただいたのではないかと。

それが今回、高木本部長から正式に東部の地区の滑川地区といいますか、東部と西部のいわゆる地区をはっきりと示されたわけでありまして。

しかし、なぜその場所に、こうなったのかということについての、基準というか、その背景といいますか、これがどうも皆さんに十分伝わっていないということが、私は県民の多くの皆さんの声として実は耳に入ってまいります。議会の人たちも、そういう御意見も実はあるように私も伺っております。

したがって、この間、山崎議員が予算特別委員会だったかな、で質問されまして、どうもはっきりしないので、ぜひ高木本部長にしっかりどういう背景でこうなったのかということをお具体的にひとつ聞かせていただけないかと、そのことをお尋ねされましたけれども、どうも何と申しますか、よく理解できないというようなことになっているようであります。

いろいろと大変御苦勞されたんですね、この2つに絞って、今日場所も決まる。いろいろなことで大変な御苦勞あったにもかかわらず、どうもそのことが県民の皆さんに分からないということであれば、私は大変これはいかなものかと思っておりますので、なぜそうなったのかということの具体的なことを、この機会に少し皆さんにお示しをいただくということも大事なことはないかなと、こう思っております。

ますので、よろしく願いいたします。

**高木警察本部長** まず最初に、大変重要な御質問でございますので、答弁がやや長くなるということを御容赦いただければと考えております。

**米原委員** 長くてもいいですから、分かりやすく言ってくださいね。

**高木警察本部長** はい。

警察署再編整備、本当に基本的な、そして建設適地案の選定の基本の考え方をまず申し上げます。

県内では人口減少、また少子高齢化が進む一方で、新しい警察事象への対応が課題となっております。これはどういったことかということ、事態が急変すると人命に関わるような、DVとか、児童虐待、こういった人身安全関連事案、また、県境、場合によっては国境も超えて、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺などの広域的な組織犯罪、こういったものが増加しているということが挙げられます。

特殊詐欺でありますけれども、老後に向けて一生懸命取り組んでこられた県民の方々、この人生を踏みにじるものであります。また、匿流グループによる犯罪、いろいろな対応がございますけれども、全国的には強盗、殺人といった事案も、広域的にですけれども、見受けられるところがあります。大変大きな新たな治安上の脅威だというふうに認識しております。

警察署の再編整備、また、建設適地案の選定については、こういった諸情勢の変化にも的確に、また柔軟に対応して治安対処能力を強化いたしまして、また、先ほど委員がおっしゃった警察施設の老朽化対策、これは老朽化問題を解消すべく、そして将来にわたって県全体の高い治安水準を保持できる組織体制を構築していくということを目的としておりまして、その観点で再編整備も行っておりますし、

建設適地案の選定というのも行ってきたわけであります。

もう少し具体的に申し上げます。

県警察では、先ほど御紹介のありました、まさに石田部長というか、大原本部長がやられていた富山県警察機能強化推進計画、これを令和4年2月に策定いたしましたけれども、以後3年にわたりまして、治安情勢、道路事情、住民の利便性、防災力など多角的な観点から検討いたしました結果、さきの教育警務委員会において、県東部エリアの建設適地の選定案をお示しているところでございます。

そこで、選定理由をさらに具体的に申し上げますと、最も重視した点は、道路事情などであります。先ほど新たな治安上の脅威が発生していると申し上げました。匿流グループによる広域的な組織犯罪、また、突発的な治安、人身安全もそうですけれども、こういったものに迅速に対応していく必要があります。

新川東エリアにつきましては、北陸新幹線の黒部宇奈月温泉に近く、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺などの広域的な組織犯罪への迅速な対応が期待できること、また、新たな管轄区域の東西を貫く国道8号及び県道、旧国道8号ですけれども、中間に位置いたしまして、南北を貫く黒部宇奈月縦貫道路に近く、事案発生時の迅速な出動が可能であるほか、庁舎の視認性が高く、犯罪の抑止効果も期待できるということが非常に大きな選定の事情であります。

また、新川西エリアにつきましては、先ほど来申し上げております匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺などの広域的な組織犯罪が増加する中で、国道8号に近く、事案発生などの迅速な出動が可能であるほか、庁舎の視認性が高く、犯罪の抑止効果が期待できるということから、これは一番優先に考えております。

また、そういった広域的な組織犯罪への対応だけでなく、様々な対応を警察として行っております。先ほど申し上げた治安情勢という観点から、令和6年度中の建設適地決定を視野に検討を進めていったものですから、かつ、やはりある程度のトレンドを取らないといけないだろうということで、令和2年から令和6年までの直近5年間における刑法犯の認知件数、交通事故発生件数、また、人身安全関連事案の件数の平均値についても参考といたしました。

具体的には、新川東エリアにおきまして、警察署単位で比較をした場合、いずれも魚津署のエリアが多くなっておるんですけれども、まさに新川東というのは、魚津というところだけではなくて、入善署の管轄エリア、黒部署の管轄エリアもしっかり考えなくてはいけないというところがあります。

このエリア全体の5か年平均件数について申し上げますと、刑法犯認知件数では入善署管内、また黒部署管内を合算した件数は、5年平均で182件、魚津署管内は145件であります。交通事故発生件数につきましては、黒部署管内と入善署管内を合算した68件、一方で魚津署管内は45件ということであります。

また、人身安全関連事案につきましても、入善署管内と黒部署管内で合算した件数は、魚津署のそれを上回っていることでもあります。

同様に、新川西エリアにつきましては、刑法犯認知件数では滑川署は141件、上市署の管内では151件、交通事故発生件数では、滑川署のエリアは53件、上市署では57件、これは5年間の平均でございますけれども、いずれもやや上市署が上回っておるところであり、先ほど申し上げたように、人口が減る中でも増加、また高止まりしております。

また、事態が急展開して重大事件に発生するおそれが高

い、DVや児童虐待といった人身安全関連事案の各件数、あるいは人身安全関連事案の全体の件数、これは上市署の管内も、滑川署の管内も多い状況にあります。

防災力につきましては、浸水深、標高、液状化のおそれなどを考慮しております。

なお、委員からお話のありました3月11日の予算特別委員会において、山崎議員からその地域の将来の人口推計を判断要素に入れないのかという御質問がありました。将来の地域の人口推移が、例えば警察署の人員であるとか、あるいは警察署のまさに立地であるとか、はたまた警察の数に影響するんじゃないかという御議論はあるところですが、私どもは人口が減れば警察の扱う事案が減るわけではないと思っています。現に今も人口が毎年1万人ずつぐらい減っているところでありまして、警察の取り扱う大小事案は増えていたり、高止まりしているといった状況にあります。

こういった新警察署の建設適地が非常に大変重要な話でありますので、こういった指標等を含めて特定の観点からでなくて様々な観点から総合的に勘案して、黒部市国際文化センター（コラーレ）周辺及び滑川市国道8号、上嶋神社前交差点周辺を選定したものであります。では、一番は何かと問われたら、先ほど申し上げましたとおり、道路事情が非常に大きいと。その背景には、広域的な組織犯罪などへの対処というのが念頭にあるということです。

ちなみに、委員から御質問のありました、まさに山崎議員に対しては、このような旨を委員会終了後に個別にお話をして、分かりましたという返事をいただいているところでもあります。

なお、本定例会におきましても、建設適地に関する御質問をはじめ、警察官のワーク・ライフ・バランス、これが

ないと新しい人材が確保できないもんですから、この一層の推進を図る観点からの再編整備の必要性でありますとか、さきの教育警務委員会でも、委員からも御質問いただきましたが、防犯カメラの設置促進によって、人口が減る中でも安全で安心なまちづくりをしていくべきだといった、県全体の治安水準保持の観点から大変幅広い御質問をいただきまして、御議論賜ったところであると認識しております。

すみません、大変長くなりましたけれども、以上であります。

**米原委員** 今、本部長から大変御丁寧に詳しくお話をいただきましたので、私はある程度のことは理解させていただいたつもりですが、今日ここに議会の中で東部の方が何人かいらっしゃいます。エリアがちょっと違うといえますか、それぞれの地域の中での役割がありますので――。県民の皆さんに特に一番大きな決定といえますかね、決定の材料といえますか、条件というのはやはりアクセス、やはり交通の利便性がどうかという、これが一番だと思えますね。

さらに、犯罪は先ほどもいろいろなお話がありますように、非常に複雑化している。24時間対応が必要で、昔の状況とはあまりにも違い過ぎる。夫婦喧嘩まで入ってくるような始末でありますので、犯罪というのは非常に複雑怪奇だと思えます。

本当に大変な役割を担っておられるということでもありますので、そういう職場がより皆さんの身近にあって、そして県民に安心・安全を与える、そういう中で皆さんが活躍しやすいような場所がどこなのかということ、皆さん大変な御苦勞されて御決定をされたんではないかと思っています。

ぜひ皆様方、私も一緒になって、地域にはこういう背景でこうなったということ、また私たちも精いっぱい説明

いたしますけれども、足りないところはまた今話したように、首長もいらっしゃいますので、もし何かありましたら、首長のほうにも説明をいただければ理解していただけると思います。

私は、東部に2か所できたということは、とても正解だったと思います。

もしこれ1か所であれば、とてもとても広過ぎて、立山連峰は山岳地帯を管理する中で、全部それを統括することは、私は極めて難しくどんなふうに皆さん解決されるかなと実は思っていたんですけれども、これを分けられたということは、とてもいい判断だったと、私はそんなふうに受け止めております。そういったこともしっかり皆さんに伝えて、皆さんが職場として仕事しやすいように、精いっぱい本部長からも激励をしていただきまして、今日また説明をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

次に、せっかくです。もう一つすみません、ちょっと時間もいただきたいと思いますが、教育委員会の皆さんは異動の関係の方がいらっしゃるかもしれませんが、県警は退任される方が何人かいらっしゃいます、退職を迎えての恒例になっておりますので、お許しをいただきまして、御紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

高島秀之交通部長でありますけれども、昭和58年4月から42年長きにわたりまして、県民のために安全・安心の確保に御尽力されました。警視昇進以降、砺波警察署では大変お世話になりました。首席参事官、高岡警察署長などを歴任されまして、警視正として今日に、生活安全部長、交通部長を務められますなど、幅広い分野で活躍いただきました。

今日までの御活躍に心から敬意を申し上げたいと思いますが、一言退任を迎えられての心境と、もし皆様にアドバイスか何かありましたら、一言いただきたいと思いますが、お願いいたします。

**高島交通部長** 年度末の大切な教育警務委員会におきまして、発言の機会を得ますことに、まず県議会の皆様方、そして教育委員会の皆様方、警察本部の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

また、今ほど米原委員のほうから心温まるねぎらいの言葉を賜りましたこと、今万感の思い、熱い思いを持っているところでございます。

今ほど御紹介のとおり、昭和58年、人の役に立つ仕事をしたいということで県警察を受検いたしまして、採用されたところであります。42年間勤務してまいりました。

これまでの間、27回異動を経験いたしましたし、結婚しまして35年たつわけですが、11年間は単身赴任生活をしていたわけでございます。先頃、6年ぶりに自宅に入りました。新婚ではございませんが、旧婚ということで夫婦の生活を再開したというところでございます。

42年間を振り返りますと、やはり厳しくつらくなかなか思い悩むということもあったわけでございます。その都度上司、同僚、あるいは部下から、そして県民の皆様、そして家族から支えられて、何とか無事この場にいるんだろうと思っております。本当に支えられてこの場にいられたことを感謝しております。

現在の心境でございますが、今後多分携帯電話というのは、一切夜鳴らないんだろうなと思っております。安堵する反面、多分寂しくなるんだろうなと思っております。ただ、悔いや後悔はございませんし、今は晴れ晴れとした気持ちでございます。



ただ、今ほど本部長から重い、重いお話がありました。本当に今この場を退職するに当たって、後ろ髪を引かれる思いが若干あるところでございます。

後進へのアドバイスということでございますが、私は本委員会に出席をさせていただきまして、人を育てる教育の大切さというのを改めて痛感をさせていただきました。犯罪や交通事故を抑止するなど治安維持の根底というのは、やはり相手への思いやりとか、譲り合いとか助け合い、これが非常に大事ではないかなと思っております。心に響く教育こそがこの土台を築けるものだと思っております。

私にとって思い出深い話もございまして、14年前に元公安委員長でありました永原さんが「警察官は逃げるな、ひるむな、ごまかすな」ということで講演を受けたことをいまだ覚えているところであります。私は、警察官にはまず正しい考え、正しいこと、そして悪に負けない強い心と体、そして人の痛みが分かる、そんなやさしさ、これが必要でないかなと思っていました。「正しく、強く、やさしく」、これが必要だと思っています。

また、どのような人に出会って、どのように考えて、どのように行動するかによって、人はいかようにも変わるのではないかなと思っております。

県警察の皆様には、引き続き「日本一安全で安心して暮らせるとやま」を目指していただきまして、ただひたすらに安全・安心をもって職務に邁進していただければなと思っております。

来週月曜日に、私は退職をいたします。県警察、そして教育委員会、県議会のよき理解者として、私自身も今後精進していきたいと考えております。皆様のお役に立てるよう頑張ってまいりたいと考えております。

結びでございますが、本日、御列席の皆様方の今後ます

ますの御活躍、御検討を御祈念いたしまして、最後の御挨拶とさせていただきますと思います。

本日は誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。

**米原委員** 高島部長、御苦労さまでした。これからもどうぞお元気で御活躍ください。ありがとうございました。

続きまして、専徒勝司地域部長、同じことになるかと思いますが、山岳遭難関係に大変御活躍されたと思いますけれども、一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**専徒地域部長** ただいま米原委員から御紹介いただきまして、身に余る言葉も賜りまして、また、このような発言の機会も与えていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

この教育警務委員会には、会計課長の立場、そして地域部長の立場ということで2年間お世話になりました。この間、委員の皆様方から様々な御指導、御鞭撻いただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

私、昭和62年に採用されまして、旧富山警察署に一番町派出所というのがございましたが、ここを振出しに生活安全、地域、交通、警務などの部門で、計38年間勤務させていただきました。

この間、振り返りますと、諸先輩方は早かったというふうによく言われるんですが、それは当然なんですけれども、楽しかったなという思いで今おります。

もちろん、いろいろな場面でつらかったこと、苦しかったこと、失敗もございましたけれども、そのようなときには、必ずと言っていいほど上司、先輩、同僚がそばで支えてくれまして、その難局を何とか乗り切ることができた。そういうような記憶がございまして、楽しかったなと思えるのは、そういう皆さんのおかげがあったからかなという

ふうにご思っております。

また、生活安全部におきまして、安全なまちづくりを担当していた際には、警察を離れて知事部局ですとか、県内の自治体に出向させていただいてお仕事をさせていただきました。そこで地域のボランティアの皆さんが、自分たちのまちは自分たちで守るんだという、こういうような心意気を持って活動している姿を見せていただきました。大変感銘を受けた。そういう思いがございます。

さらには、知事部局に出向していたときになるんですが、議員提案により成立しました富山県犯罪被害者等支援条例、これの制定作業に当たりまして、そのお手伝いをさせていただいたりとか、性暴力被害ワンストップ支援センターの立ち上げに担当者として携わらせていただいたということが強く印象に残っております。

近年、治安情勢は御案内のとおり、目まぐるしく変化しております。警察といたしましても、幅広い分野で様々な方々と連携していくことが大事なのだろうと考えておりますが、そこにもスピーディーに対応する必要がございます。

そのような中で、本県警察、私が担当している地域部門も含めまして、様々な分野で能力を持った人材が確実に育ってきておりますし、情勢の変化に的確に対応できる組織となってきたと感じている次第でございます。

そして、そのような活動を通じて、「日本一安全で安心して暮らせるとやま」の実現に向けた今後の活躍というものに期待をしているところでございます。

結びにはなりますけれども、これまで私を支えてくださった上司、先輩、同僚、関係各位の皆様はもとより、様々な場面で県警を叱咤激励していただきました委員の皆様方に、改めて心から感謝申し上げますとともに、委員の皆様

方のますますの御健勝、御多幸をお祈りいたしまして、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

**米原委員** 部長、ありがとうございます。

これからもお元気で御活躍いただきますように、お祈り申し上げたいと思います。

もう一方、お許しをいただきまして、中林隆至警務部参事・会計課長であります。特に、コロナ感染対策に大変御苦労があったというふうに伺っておりますが、本当に御苦労さまでございました。一言御挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**中林警務部参事・会計課長** 今ほどは米原委員から過分なお言葉をいただきまして、また、今回退職に当たりまして発言の機会をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

私は、昭和62年4月に採用され、以来38年間、警察の行政職員として主に会計、警務部門で勤務し、今年度の1年間、会計課長として本委員会に出席させていただきました。

委員会在席中は、県警察の施策や活動に必要な予算の確保に当たりまして、委員の皆様から御指導、御紹介、御支援をいただきましたことに、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

今ほど委員から御紹介いただきましたとおり、厚生課長在職時にコロナが蔓延いたしまして、当時警察独自で職域接種を実施することができました。医療機関をはじめ、県の厚生部でありますとか、経営管理部などいろいろな方の御協力を得ることができまして、無事2,000名の県警察職員に対する職域接種を終えたということが、一つの思い出となっております。

私のような行政職員の仕事は、地道で後方支援的な目立たない業務でありますけれども、その職域というものは、

一般的な庶務や会計だけではなくて、現在では捜査支援や鑑識といった刑事部門でありますとか、例えば交通規制や運転免許行政などの交通部門でありますとか、警察業務の全般に広がってきているところであって、それぞれの分野で多くの職員が警察業務の一翼を担っているところでもあります。

後進の行政職員については、現在の職務を胸を張って、自信を持って行っていただきたいと今感じているところでもあります。

終わりに、委員の皆様方には引き続き県警察に対する御支援をいただきますようお願いいたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**米原委員** 中林課長、ありがとうございました。

どうぞこれからもお元気で御活躍いただきたいと思います。ありがとうございました。

それで、委員長はまた後ほど挨拶あるかと思うんですが、私、もう長い間県議会にお世話になりました、40年近くになるわけですけれども、最後までできれば教育警務委員会に残って、もうちょっといろいろな高校再編のことであるとか、警察のほうの関係、今ともかく犯罪が多いといえますか、こんな厳しい事態というのは、ちょっと私も経験ありませんが、本当に複雑な状況がずっと続いているような状況ですから、残ってしっかりまた勉強させていただきたいと、少しでもお役に立てるものなら立ちたいと思っていたんですが、今回変わることになりました、大変皆さんにお世話になりました。改めて御礼申し上げたいと思います。

今度別の委員会にお世話になるものですから、また離れましても、いつも教育警務委員会のことをしっかりと受け止めて、これから県民のために、県のために頑張っていきたいと思っておりますので、引き続き皆様の温かい御理解、

そして本当にお世話になりましたことを心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

少し時間長くなりました。御無礼しました。すみません。

**八嶋委員長** 質疑・質問はないようでございます。

これをもって質疑・質問を終わりたいと思います。

以上で付議事項についての審査を終わります。この際、ほかに御意見等がありますか。——ないようです。

それでは、少し時間押しておりますけれども、このメンバーによる教育警務委員会は最後の会ということでございますので、私から一言御挨拶させていただければと思います。

令和5年5月に委員長に就任して以来、谷村副委員長をはじめ、委員の皆様方の御協力によりまして、無事委員長の職責を果たせたと思っております。深く感謝申し上げます。

また、報道機関の皆さん方の御協力に対しましても、大変感謝申し上げます。厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

本県の教育警務行政が今後ともますます充実、そして発展することを祈念しまして、御挨拶とさせていただきます。

ほぼ2年間でございましたが、お付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。

これをもって、教育警務委員会を閉会します。ありがとうございました。